

計画的に準備しましょう

確定申告

平成27年分の住宅借入金等特別控除を受ける人

▼申請手続きなどについて

住宅ローンなどでマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件にあてはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

平成27年分の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受ける人は、国税庁のホームページなどで要件を確認し、所得税の確定申告をしてください。

なお、住宅借入金等特別控除を受けるために作成する確定申告書には、さまざまな書類を添付する必要がありますので、税務署にお問い合わせください。



税務署での申告が必要な人

▼所得税(源泉徴収税などの国税)の還付・納付について

確定申告が必要となります。町でも受付けていますが、次に該当する人は、税務署で申告してください。

- ①平成27年分以外の確定申告
- ②山林所得や譲渡所得(土地建物、株式など)のある人
- ③初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④東日本大震災により、住宅などに被害を受けて、所得税の軽減・免除を受けられる人

申告書の送付について

平成27年分所得税・消費税の確定申告書は、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる人に、1月末頃送付する予定です。

▼問合せ先 高崎税務署
☎027・322・4711

確定申告書等の作成は、国税庁のホームページが便利です

●確定申告書等作成コーナーでは…

*画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書を作成し、印刷して税務署へ郵送により提出または、e-Taxで送信することもできます。(※e-Taxで送信する場合は、事前に電子証明書やICカードリーダーなどの準備が必要です。)

*作成中のデータを保存後、保存したデータを読み込んで作業を再開することもできます。また、保存したデータは翌年の申告時に読み込んで活用することもできます。

◆平成27年分給与支払報告書については電子申告での申請も受け付けています。

▼操作に関する問合せ先

e-Tax作成コーナーヘルプデスク(<http://www.eltax.jp/>)
☎0570・01・5901

【月～金曜】午前9時～午後5時(※祝日、12月29日～1月3日を除く)

至急

平成25年3月31日までに

子宮頸がん予防ワクチン
ヒブワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
の接種を受けた皆さまへ

平成25年3月31日までに、市町村の助成によりヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した人のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した人は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

お心当たりのある人は、具体的な請求方法などについて、左記まで至急お問い合わせください。

▼独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口
☎0120・149・931

【月～金】午前9時～午後5時
(土・日・祝・年末年始は除く)
※ご利用にならない場合は(有料)

☎03・3506・9411

▼問合せ先 保健センター
☎54・7744(直通)

1月8日(金)～29日(金)までに申請を

在宅ねたきり老人等介護慰労金

町では、身体上または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

▼支給対象者の要件

平成28年1月1日を基準日として、①～④の要件をすべて満たしている老人などを、1年以上継続して介護している人に支給します。(※ただし、介護している人が2人以上いる場合は主として介護した人が対象です。)

- ①基準日現在において町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
- ②介護度1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人



- ③施設入所者でないこと(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む)
- ④短期入所の利用や入院などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

▼申請期間

1月8日(金)～29日(金)

(※申請用紙は健康福祉課福祉室に用意してあります。印鑑・振込先金融機関の通帳を持参してください。)

▼支給決定 町で定めた基準により調査し、後日通知いたします。

▼提出・問合せ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2247(直通)

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることもできる制度です。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障がい年金、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者)や「子」が受け取れる遺族年金もあります。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

Q 学生納付特例制度とは?

学生は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

Q 若年者納付猶予制度とは?

学生でない30歳未満の人で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)
渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607

吉岡町 プレミアム付 商品券 **迫っています!**

商品券の有効期限は **平成28年 1月31日(日)まで**

*有効期限が過ぎた商品券は無効になりますので、忘れずに使い切りましょう!

問合せ先 **吉岡町商工会 ☎54-2625**

今月の納税

介護保険料
後期高齢者医療保険料

…6期

納期限1月4日(月)

国民健康保険税

介護保険料
後期高齢者医療保険料

…7期

納期限2月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。また、
便利で確実な口座振替もご利用ください。

入所児童を募集します 学童クラブ

平成28年度学童クラブ入所児童を募集します。

明治学童クラブ、明治第2学童クラブ、駒寄学童クラブ(第1・第2)および中央学童クラブ(高学年向け)の5カ所です。

▼対象 小学校1～6年生の児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後に家にいない家庭の児童のみ

※申込者の人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。

▼申込方法 入所申請書と就労証明書(町内に祖父母が在住まいの場合は、祖父母の就労証明書も必要です。)を提出
※申請書類は吉岡町社会福祉協議会(吉岡町老人福祉センター内)、または各学童クラブで1月4日(月)から配布しています。(吉岡町社会福祉協議会のホームページからダウンロードも可能です。)



児童生徒のための制度 就学援助費の申請について

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小中学生の保護者(生活保護受給者に準ずる程度)に、学用品費や学校給食費などの一部を年度毎に援助しています。(生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談)

平成28年度の援助を希望する保護者は、「就学援助費交付申請書」を在籍している学校に提出してください。

申請書は、各小中学校および教育委員会事務局学校教育室にあります。
なお、現在援助を受けている保護者も再度申請が必要です。

▼申込締切 1月29日(金)
▼相談・問合せ先
明治小学校 ☎54・2105
駒寄小学校 ☎54・2300
吉岡中学校 ☎54・3213
教育委員会事務局 学校教育室 ☎26・2286(直通)



明治第2学童



中央学童



～ぎる観音縁日～

今年も1月14日(土)にぎる観音縁日が催されます。14日は漆原地区で今年始を受け、旧交を温めた日とされ、毎年この日に行われています。

午前0時には観音堂にてお経が始まり、二番参りの人が訪れ、甘酒が振る舞われます。午前10時頃からは露天商が店開きを始め、ぎるやだるまを買いたい求める人でにぎやかになります。

戦後70周年に合わせて約5000人の浄財により2年かけて完成した鐘楼堂では、赤城山の裾野まで見える素晴らしい眺望に向かつて、梵鐘を打ち鳴らすことができます。

この梵鐘は、鑄込む際、世界平和、産まれて来る命の平和、今を生きる私たちの平和という3つの平和への願いを込めながら作られました。打ち鳴らすたびにこの願いが音とともに広がっていきます。初代県令である楢取素彦にまつわる石碑もありますので、縁日を楽しみながらぜひご覧ください。

このコーナーでは町のおすすめ場所や楽しみ方を紹介します。

